

質 問 回 答

2015 年 9 月 24 日

「(案件名) ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト」 (公示日: 2015 年 9 月 9 日/公示番号: 150734) について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	2. プロジェクトの概要、(4) 期待される成果 成果 2【コンポーネント 2: 持続的森林管理/REDD+】、P3 省 REDD+行動計画 (PRAP) 作成の方法について	PRAP 作成について、作業工程、作成方式等について JICA で想定或いは要望するものはあるか? なければ、PDM 及び P0 で設定されている目標にあわせて、コンサルタントの工夫と自由な提案が可能と考えて良いか?	現在、Vietnam REDD+ Office (VRO) が PRAP ガイドライン (国レベル) を作成中であり JICA から技術的インプットを行っているところです。よって基本的には同ガイドラインに沿って各省の PRAP 策定を行うことが必要となります。ただし、同ガイドラインは各省共通の大枠のみを規定する見込みであり、各省の実態に応じて柔軟な対応も必要となることから、コンサルタントの工夫と実態を踏まえた提案は可能となります。
2	2. プロジェクトの概要、(4) 期待される成果 成果 2【コンポーネント 2: 持続的森林管理/REDD+】、P3 省 REDD+行動計画 (PRAP) 作成の方法について	PRAP 作成に関する国ガイドラインは未だ作成されていないと理解するところ、本プロジェクトでベースとすべきものはあるか?	上述の PRAP ガイドラインは今年中に MARD 大臣の承認を得ることを目指して作業が進められているところです。仮にその作業が多少遅れたとしても、本プロジェクトで予定している PRAP 策定の作業開始までには間に合うと考えています。
3	2. プロジェクトの概要、(5) 活動の概要 活動 1-1-6 に関し、P4	活動 1-1-6 は R/D には含まれていないが、プロジェクト年間計画、モニタリングシート等について C/P との協議・調整はどのように	活動 1-1-6 は第一回 Project Steering Committee (PSC) で PDM に明示する予定となっています。なお、同活動の緊急性に鑑み、実際

		行うのか？	の活動を第一回 PSC 前に開始することは C/P 機関とも既に合意済みです。
4	活動 2-1-2-10、P16 及び活動 2-2-3-10、P18 にかんし	対象村や、森林管理活動及び生計向上活動の内容が現時点で決定していないために、現場活動にかかる見積もりが困難な状況にある。対象村を選定し、現場活動が決定された時点で別途 JICA と協議し、必要に応じて契約変更を行い、追加支援することは可能か。ないしはこれらの活動を実施するためにどのような積算をすべきか、ご指示いただきたい。	見積では本見積として年 500 万円×4 省×3 年分を計上してください。実施中に変更あれば適宜契約変更を行うこととさせていただきます。
5	5. 実施方針及び留意事項、(4) 有償資金協力事業との連携、P7	「有償資金協力可能性調査報告書」では、将来の有償資金協力事業案(英語)では、本業務の成果 2 が対象とするスコープを越えた提案(例えば林業インフラ、小規模インフラ等)がされている。本業務は将来の有償資金協力事業へのスケールアップや連携が期待されているが、本プロジェクトでの PRAP 策定やパイロット活動作成・実施では、上記提案のような種類の支援はスコープ外と考えて良いか？	生計向上活動の一環として、小規模インフラ(例えば小規模灌漑)の整備による農業生産性向上の取り組みも可能性として考えられます。有償資金協力事業へのスケールアップを念頭に、できるだけ多様な REDD+ の生計向上活動のモデルを試行することは有効と考えます。他方で、生計向上活動の内容が決定していない状況があるため、現時点では森林管理活動及び生計向上活動合計で上記 4 のとおり、便宜的に年 500 万円×4 省×3 年分を計上してください。実施中に変更あれば適宜契約変更を行うこととさせていただきます。
6	5. 実施方針及び留意事項、(7) 他ドナーとの連携、P8	「迅速な対応が求められる」とあるが、フエ省における PRAP 作成については 2016 年 1 月提出予定の ERPD には間に合わないと思われ	フエ省を含む世界銀行 Forest Carbon Partnership Facility (FCPF) 炭素基金の対象となっている 6 省における PRAP 策定について

		<p>る。ERPD と関係各省 PRAP の関係、フエ省 PRAP 作成時期に関する目処及び北西部 3 省での PRAP 作成との時間的關係についてご教授願いたい。また、本活動についてコンサルタントに求められる業務内容、業務工程、業務方法等について、教えて頂きたい。</p>	<p>は、その内容及びスケジュール等に関し、6 省、世銀、JICA など関係者間で詳細を検討中であり、各省の PRAP は 2016 年 1 月までの完成を想定しています。6 省の PRAP は Emission Reduction Program Document (ER-PD) の一部 (ANNEX 等) となり、完成次第、同炭素基金の会議 (年 3 回) へ提出することとなります。なお、上記スケジュールに間に合わせるためには PRAP は大部なものではなくポイントを絞った内容とする必要があることは関係者の共有した認識となっています。フエ省 PRAP 策定支援は最も緊急を要する業務であり北西部 3 省の PRAP 策定に先駆けて行う必要があります。それによりフエ省での経験を北西部 3 省で活かせるとも考えています。</p> <p>業務方法については、フエ省 REDD+ 運営委員会をカウンターパートとし、6 省共通の TOR に沿って共同で PRAP を策定していくこととなります。</p>
7	5. 実施方針及び留意事項、(15) 本邦研修に係る業務」ほか、P10	<p>コンサルタント契約以外での本邦研修は予定されているか？その場合のテーマ或いは分野は想定されているか？それにより、今回提案する本邦研修テーマを検討したいため。</p>	<p>成果 1-1 (持続的森林管理に関する政策支援) に関する研修はコンサルタント契約以外で実施予定です。</p>
8	業務指示書 第 2 業務の目的・内容に関する事項のうち、P11 に記載ある (16) 資機材調達等に係る業務について	<p>左記項目に「資機材調達費」は別見積もりにて計上する旨、記載がありますが、この費用に含まれるべき項目について御教示下さい。例えば、団員が作業する事務所に必要なプリ</p>	<p>ンター等のオフィス備品、衛星画像、生物多様性モニタリング機材が機材調達費に含まれると想定しています。なお、従事者が日常業務で使用する事務機器についてはその他原価</p>

		ンター、スキャナー、プロジェクターやローカル備人用のPC等もこの「機材調達費」に含まれると理解して宜しいでしょうか。	から手当してください。
9	業務指示書 第2 業務の目的・内容に関する事項のうち、P12に記載ある 2) 合同モニタリング会合について	左記項目に、カウンターパート費用を便宜的に1回あたり50万円を10回分見積もりに含める旨の記載があります。この費用は成果2、成果3 それぞれに50万円×10回=500万円づつ（合計で1,000万円）計上するという理解で宜しいでしょうか。	合同モニタリング会合は、地方において実施する場合に、省の会議室等を用いて費用がほとんど発生しないことも想定されます。よって、成果2及び成果3で計20回程度のモニタリング会合が想定されますが、そのうちの半分の10回分を便宜的に計上いただくこととしました。よって、成果2及び3の合計で500万円を計上してください。
10	5. 実施方針及び留意事項、(19) 会議の開催、3) ドナー調整会合、P12	他の会議同様、ドナー調整会議の費用を見積もる必要があるかどうか、ご教授ください。	ドナー調整会合にかかる経費は長期専門家の在外事業強化費から支出することを想定しているため、費用を見積もる必要はありません。
11	第3 業務実施上の条件、(3) 相手国側の便宜供与、P.27	R/Dに沿ったカウンターパートの便宜供与事項として、成果2のオフィススペースは北西部4省それぞれに無償で供与されると考えて良いのか？ また、カウンターパートの準備するProject Running Cost（例：国内出張旅費、日当など）は開始当初から十分量が確保されるとの前提で積算は不要か？積算が必要な場合は前提条件をご教示願いたい。	成果2のオフィススペースは無償で提供される見込みです。ただし、ベトナム側にProject Management Unit (PMU) が設立され、予算決定がなされるまでは、カウンターパートの活動にかかる経費も積算が必要となるため、2015年～2016年分のみ計上してください。 また、PMUメンバー以外の政府職員に対する日当・宿泊費等については、ベトナム側予算から支出されないため、2017年以降も負担する必要があります。ベトナム国財務省規定によると、出張の日当は、日帰りの場合は10万ドン、宿泊有の場合は15万ドン、宿泊費は30万ドンを目安としてください。

1 2	5. 実施方針及び留意事項、(5) REDD+に関する過去の協力成果の活用、p.7 (及び、活動 2-1-4、ベトナム国「持続的自然資源管理プロジェクト」詳細計画策定調査現地調査報告書 (2015/2/2))	本業務の成果 2 では「ディエンビエン省 REDD+パイロットプロジェクト」や「SUSFORM-NOW」といった過去の協力成果の活用を前提に設計されていると理解される。また、「現地調査報告書経験」「～ディエンビエン省が他省のリソースとなる。」(P.4-5)について省側と合意したとされている。これは既に同省が無償でリソースとして協力してくれる意思と人材を要していると考えて良いか？或いは、リソースに対するさらなるキャパシティ・ビルディング並びに報酬が必要とされるのか？	ディエンビエン省のリソースに対してはさらなるキャパシティ・ビルディングが必要と考えています。報酬については、日当・宿泊費・交通費・謝金が必要です。PMU 設置後、これら経費は PMU メンバーに対してはベトナム側予算にて負担されると見込まれるため計上が不要ですが、それまでの期間(～2016 年)や PMU メンバー以外の方に対しては、ベトナム政府の基準に基づき、プロジェクト予算から負担することが想定されるため、計上してください。謝金は1日100万ドンを目安としてください。
1 3	活動 2-1-2-3、P16 及び活動 2-2-3-3、P17 にかんし	SUSFORM-NOW の Land Forest Allocation の支援の際に使用した超高解像度衛星画像が、本技術協力においても必要か否か、確認させていただきたい。また、必要とされる場合、対象地や対象範囲が確定しない中では、見積が困難である。追加支援として後日契約変更することが可能かどうか確認させていただきたい。	高解像度衛星画像の購入要否は、各省の Land Forest Allocation の作業進捗状況やその精度、国家森林インベントリー調査のデータの利用可能性(+その精度)などの状況によります。現時点では、便宜的に、15,000ha×4 省分として積算してください。Land Forest Allocation に必要な衛星画像の解像度の目安は現時点では 1m としてください。もしも Land Forest Allocation に関する追加支援が発生する場合は、後日契約変更を行うこととさせていただきます。
1 4		Commune レベルの CRAP の作成の要否について確認させていただきたい。	政府の承認を必要とする計画文書としての策定は不要ですが、それに準ずるものとしてコミューン内での活動計画を記した内部文書(Implementation arrangement)の策定は必要

			です。
15	7. 成果品等、(1) 報告書等、PP23-24	1 期、2 期の期間と、成果品の提出時期に齟齬がございます。正しい、提出時期と提出バージョン数をご教授ください。	<p>以下のとおり、修正させていただきます。</p> <p>第 1 期（2015 年 11 月～2018 年 6 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画書（全体期間及び第 1 期） ・ ワーク・プラン（全体期間及び第 1 期） ・ モニタリング・シート Ver. 1（2015 年 12 月） ・ モニタリング・シート Ver. 2（2016 年 6 月） ・ モニタリング・シート Ver. 3（2016 年 12 月） ・ モニタリング・シート Ver. 4（2017 年 6 月） ・ モニタリング・シート Ver. 5（2017 年 12 月） ・ モニタリング・シート Ver. 6（2018 年 6 月） ・ 業務完了報告書（第 1 期） <p>第 2 期（2018 年 7 月～2020 年 8 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画書（第 2 期） ・ ワーク・プラン（第 2 期） ・ モニタリング・シート Ver. 7（2018 年 12 月） ・ モニタリング・シート Ver. 8（2019 年 6 月） ・ モニタリング・シート Ver. 9（2020 年 6 月） ・ 業務完了報告書（全体）

以上